

こんなときはご連絡ください

※下記給付金を受給するには所定の要件がございます。
まずは状況の確認や給付金の詳細な説明を致しますので
該当された場合はご連絡くださいませ。

給 付 金 な ど	療養のため給与が支給されないとき …………… 傷病手当金 (労働災害・通勤災害以外の)負傷・疾病による療養のため休業し給料が出ない場合に支給される給付金です。
	出産したとき …………… 出産手当金・育児休業給付金 産前・産後休暇中、育児休業中に給料が出ない場合に支給される給付金です。
	医療費の自己負担額が高額なとき …………… 高額療養費(限度額適用認定証) 本人又は被扶養者が同一の医療機関に対して1ヶ月に窓口で支払った一部負担金・自己負担額が限度額(※)を超えたとき、超えた分のみ後日払い戻されます。(前もって限度額を超える可能性があることがわかっている場合は予め限度額適用認定証の交付を受け、医療機関の窓口に表示すれば限度額を超える部分は請求されません) ※限度額は低所得者 35,400円～上位所得者 約25万円までの5区分です。
	本人又は被扶養者が死亡したとき …………… 埋葬料(費) 本人又は被扶養者が死亡したときは50,000円の給付金が支給されます。
	60歳以降、給与が下がったとき …………… 高年齢雇用継続給付金 60歳以後に支払われる給与が60歳到達時点の賃金の75%よりも下回る方を対象とする給付金です。
	家族介護のため休業したとき …………… 介護休業給付金 家族の介護を行うため休業し、その間給料が出ないときに支給される給付金です。
変 更 そ の 他	労働災害・通勤災害が発生したとき …………… 療養(補償)給付・休業(補償)給付等 労働災害・通勤災害により療養を必要とする場合に療養(医療)の給付が受けられます。 また、療養などのため休業し給料が出ない間、給付金が支給されます。
	氏名が変わったとき
	住所が変わったとき
	賞与の支払いがあったとき
	家族を扶養に入れるとき又は外すとき
	賃金・労働時間、その他労働条件を変更しようとするとき
従業員を解雇しようとするとき	

よくお問合せいただく事柄を記載しておりますので、
上記以外にもお尋ねやご相談がございましたら、
ご連絡ください。